

No. LAW-006	アスロックの強度計算をする場合に、13m以下の建物はどんな風圧力を使用するのですか。								
弊社見解	特にご指示が無い限り、現法（平成12年建設省告示第1458号、平成12年建設省告示第1454号）に基づく計算式と係数から算出した風圧力を使用しますが、ご指示有る場合にはその風圧力を使用します。								
見解理由	<p>高さ13m以下の建物や1階部分については、建設省告示第1458号には、適用除外の表現になっています。</p> <p>また、平成12年6月2日付「建築基準法関連法令及び告示の制定・改正に関する意見募集の結果について（建設省住宅局建築指導課）」の「建築基準法関係省令及び告示の制定・改正案に寄せられたご意見の要旨と建設省の考え方」には、次の記載があります。</p> <table border="1" data-bbox="437 712 1390 999"> <thead> <tr> <th data-bbox="437 712 916 779">寄せられたご意見の要旨</th> <th data-bbox="916 712 1390 779">建設省の考え方</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="437 779 916 999">13m以下の建築物についても帳壁の構造計算を義務付けるべきである。</td> <td data-bbox="916 779 1390 999">最低限の基準と言う観点から、13m以下のものについては、仕様規定（昭和46年建設省告示第109号）により対応することとしています。</td> </tr> </tbody> </table> <p>一方で、「『平成12年6月1日施行 改正建築基準法・施行令等の解説』講習会における質問と回答」には、次の記載があります。</p> <table border="1" data-bbox="437 1137 1390 1424"> <thead> <tr> <th data-bbox="437 1137 916 1205">質問</th> <th data-bbox="916 1137 1390 1205">回答</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="437 1205 916 1424">外装材の構造計算に関して、高さ13m以下の建築物の取り扱いとその根拠は？</td> <td data-bbox="916 1205 1390 1424">13m以下の建築物における外装材の構造計算については規定していないが、検討する場合は平12年建告第1458号に従って計算を行うのが望ましい。</td> </tr> </tbody> </table> <p>以上より、当社では特にご指示が無い限り、現法（建設省告示第1454号と第1458号）に基づき計算していますが、旧法（旧建築基準法施行令第87条及び旧建設省告示第109号）での計算も可能です。</p>	寄せられたご意見の要旨	建設省の考え方	13m以下の建築物についても帳壁の構造計算を義務付けるべきである。	最低限の基準と言う観点から、13m以下のものについては、仕様規定（昭和46年建設省告示第109号）により対応することとしています。	質問	回答	外装材の構造計算に関して、高さ13m以下の建築物の取り扱いとその根拠は？	13m以下の建築物における外装材の構造計算については規定していないが、検討する場合は平12年建告第1458号に従って計算を行うのが望ましい。
寄せられたご意見の要旨	建設省の考え方								
13m以下の建築物についても帳壁の構造計算を義務付けるべきである。	最低限の基準と言う観点から、13m以下のものについては、仕様規定（昭和46年建設省告示第109号）により対応することとしています。								
質問	回答								
外装材の構造計算に関して、高さ13m以下の建築物の取り扱いとその根拠は？	13m以下の建築物における外装材の構造計算については規定していないが、検討する場合は平12年建告第1458号に従って計算を行うのが望ましい。								
添付資料	<ul style="list-style-type: none"> ・建築基準法施行令改正案に関する意見と回答（建設省ホームページ） ・「改正建築基準法・施行令等の解説」講習会における質問と回答 								
担当部門	株式会社ノザワ 建設技術室 078-333-7700								

建築基準法関連省令及び告示の制定・改正に関する意見募集の結果について

平成12年6月2日

建設省住宅局建築指導課

建設省では、平成12年4月7日（追加分については平成12年4月14日、再追加分については平成12年4月24日）、建築基準法関連省令及び告示の制定・改正案を公表し、広くご意見を募集いたしました。

今般、その結果として、お寄せいただいたご意見とそれらに対する建設省の考え方を取りまとめましたので、ここにご報告いたします（なお、お寄せいただいたご意見については、とりまとめの便宜上、適宜集約させていただいております。）。

今回貴重なご意見をいただきました方々のご協力に厚く御礼申し上げますとともに、今後とも建築行政の推進にご協力いただきますようお願い申し上げます。

使用上の支障が起らないことを検証することが必要ない場合及び計算方法を定める件（令第82条第4号）	○変形角制限1/250は小屋ばりに対しての値としては厳しすぎる。	○床版を支えるはりに対する規定として限定しました。
	○変形増大係数でなく、ヤング係数低減によりクリープを考慮すべきである。（木造）	○他のRC造、鉄骨造と考え方を合わせるため変形増大係数を用いることとしています。
	○変形（たわみ）だけでなく振動についても検証すべきである。	○振動が問題となる場合には床が柔らかいため、変形に対する検証のみを位置付けています。
	○検討することが必要となるクライテリアが過大ではないか。また、S梁など断面の調整により変化するので一律な決め方では不适当である。	○現行の一般的な仕様の場合には検討の必要がないように配慮しています。
	○床版の変形増大係数1.6は過大である。	○実験結果等から特に問題のある値とは考えていません。
屋根ふき材及び屋外に面する帳壁の構造計算を定める件（令第82条の5）	○複層ガラスの板厚比を制限するべきである。	○板厚の比率が2以上であっても2とすることにより、荷重分担比を制限しました。
	○1.3メートル以下の建築物についても帳壁の構造計算を義務付けるべきである。	○最低限の基準という観点から、1.3m以下のものについては仕様規定（昭和四十六年建設省告示第109号）により対応することとしています。
	○SI化の数値はなるべく厳密に運用するべきである。	○もともとの係数としての有効数字を考慮したものです。
	○合わせガラスの強度係数をもっと高くするべきである。	○各種の実験結果などから、この係数は妥当なものであると考えています。
	○ガラスのカーテンウォールは構造計算の対象か。	○対象となります。
	○風洞試験は手法により値が大きくばらつくおそれがあるが、ガイドラインが必要である。	○「風洞試験ガイドブック（日本建築センター）」等を参考に、適切に行う必要があります。
建築物の損傷限界固有	○応答スペクトル法は原理的に低層プレハブ	○低層建築物では相対的に必要とされる強度が

昭和 61 年建設省告示第 1423 号(建築士を対象とする講習の指定に関する規定) に基づく 建設大臣指定特別講習

「平成 12 年 6 月 1 日施行 改正建築基準法・施行令等の解説」講習会における質問と回答

- (財) 日本建築センター
- (社) 日本建築士会連合会
- (社) 北海道建築士会
- (社) 宮城県建築士会
- (社) 石川県建築士会
- (社) 東京建築士会
- (社) 愛知建築士会
- (社) 大阪府建築士会
- (社) 香川県建築士会
- (社) 広島県建築士会
- (社) 福岡県建築士会
- (社) 沖縄県建築士会

第 1 章 構造強度関係の基準の見直し

質 問	回 答
98. 外装材の構造計算に関して、高さ 13m 以下の建築物の取り扱いとその根拠は？	98. 13m 以下の建築物における外装材の構造計算については規定していないが、検討する場合は平 12 年建告第 1458 号に従って計算を行うのが望ましい。
99. 木造、柱の小径の構造計算について、「構造耐力上主要な部分である柱の小径は 13.5cm を下回ってはならない」とあるが、構造耐力上主要な部分とはどの部分か？	99. 自重、積載荷重、積雪、風圧力、地震力等を支える部分である(令第 1 条)。
100. 今回の法改正により木造における構造のあり方が大きく改正されているが、同じ木造である枠組壁式工法との関連はどうか？ 特に令第 46 条第 4 項の床面積の取り扱いや壁の配置は枠組壁工法でも同じ考え方と思われるが、枠組壁工法は令第 80 条の 2 (構造方法に関する補則) に位置し、昭 57 年建告第 56 号により、別扱いと考えるのか？	100. 昭 57 年建告第 56 号による。昭 57 年建告第 56 号についても必要な改正を行う予定である。ただし、配置については、現行の規定で十分と思われる。
101. 耐力壁の配置について配置規定で、偏心率 0.3 以下か、記載の計算により確認するとあるが、偏心率の計算は具体的にどのような計算式を用いればよいのか？	101. 耐力壁の剛性は(倍率×壁長)に比例するものとし、各階の重心位置は平面の図心にあるものと仮定して計算してよい。